第14号様式（第８条関係）
（その１）

広島県選挙管理委員会 受付 -8.5.29 時 分

（令和 7 年分）

収　支　報　告　書

政治団体の区分	
☐	政党
☐	政党の支部
☐	政治資金団体
☐	特定パーティー開催団体
☑	その他の政治団体
☐	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐	２以上の都道府県の区域等
☑	同一の都道府県の区域内

（ふりがな）ぜいりしによる さとう こうじ こうえんかい

1. 政治団体の名称　税理士による佐藤公治後援会

2. 主たる事務所の所在地　尾道市栗原西 1-9-25

3. 代表者の氏名　瀬尾暁史

4. 会計責任者の氏名　中村益已

事務担当者の氏名　中村益已

（電話）　0848-66-5780

資金管理団体の指定の有無	
☐	有　　現職・候補者等
公職の種類	
届出者氏名	
☑	無

資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日　から
令和　年　月　日　まで

国会議員関係政治団体の区分	
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第1号
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第2号
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第3号
☐	政治資金規正法第19条の16の３第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の種類	(衆)・参 議院議員 (現職)・候補者等
公職の候補者氏名	佐藤公治

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日　から
令和　年　月　日　まで

※この欄は、記入しないでください。

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
100100		有・(無)	有・(無)

（その２）

収　　支　　の　　状　　況

１．収支の総括表

	十億	百万	千	円
（１）収入総額　　（①＋②）		1	1,079,611	
①（前年からの繰越額）			872,778	
②（本年の収入額）			235,183	
（２）支出総額			144,873	
（３）翌年への繰越額　　（(1)－(2)）			963,088	

２．収入項目別金額の内訳

	金額									員数									
			百万			千			円			百万			千			人		
（１）個人の負担する党費又は会費																			

（２）寄附																			
ア　寄附の区分（イを除く）	金額																		備考
			十億			百万					千					円			
（ア）　個人からの寄附																			
（うち特定寄附）																			
（イ）　法人その他の団体からの寄附																			
（ウ）　政治団体からの寄附										1	9	3	0	0	0				
小　　計（(ア)＋(イ)＋(ウ)）										1	9	3	0	0	0				
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）																			
イ　政党匿名寄附																			
合　　計（小計＋イ）										1	9	3	0	0	0				

（その６）

（６）その他の収入

	摘　　要	金　　額												備　　考
				十億			百万			千			円	
この頁の小計														
１件１０万円未満のもの										４	２	１	８	３
合　　計										４	２	１	８	３

（その７）

（７）寄附の内訳													寄附者の区分	政治団体	
	団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	広島県税理士政治連盟			7	2000	R 7.6.26	広島市中区袋町 6-17	古部圭祐	
	中国税理士政治連盟			12	1000	R 7.6.26	〃	井上博夫	
この頁の小計				19	3000				
その他の寄附									
合計				19	3000				

※　同一の政治団体からの年間５万円を超える寄附は個別に記載すること。

（その１３）

３．支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項　　目	金　　額	備　　考
1　経常経費		
（１）人件費		
（２）光熱水費		
（３）備品・消耗品費		
（４）事務所費		
小　計（(1)～(4)）		
2　政治活動費		
（１）組織活動費	106882	
（２）選挙関係費		
（３）機関紙誌の発行その他の事業費		
ア　機関紙誌の発行事業費		
イ　宣伝事業費		
ウ　政治資金パーティー開催事業費		
エ　その他の事業費		
（４）調査研究費		
（５）寄附・交付金		
（６）その他の経費	37990	
小　計（(1)～(6)）	144873	
合　　計	144873	※本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出は、備考欄に金額を内数で（　）書すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費（　　）		
支出の目的	金額（十億／百万／千／円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会議費	35,950	R7.5.30	狄	三原市港町3-6-2	
会議費	70,933	R7.6.14	尾道国際ホテル	尾道市新浜1-12-6	
この頁の小計	106,883				
その他の支出					
合　　計	106,883				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し、５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	その他の経費（　　）		
支出の目的	金額（十億／百万／千／円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
監査報酬料	33,000	R 7.5.27	栗原康雄	福山市新市町戸手2331-19	
この頁の小計	33,000				
その他の支出	4,990				
合　　計	37,990				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し、５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１７）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　　考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価格が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金及び通常貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その２０）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書　（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書　（国会議員関係政治団体に限る。）

4　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8年　5月　28日

政治団体の名称　税理士による佐藤公治後援会

会計責任者の氏名　中村益己　㊞

代表者の氏名（解散時のみ）　　㊞

（備考）

1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。

2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記入してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。

広島県選挙管理委員会
受付
-8.5.29
時 分

政治資金監査報告書

令和8年5月25日

税理士による佐藤公治 後 援 会
会長　瀬尾 暁史　殿

登録政治資金監査人 税理士 弓場秀俊
登　録　番　号　第3352号
研修終了年月日　平成22年2月5日

1　監査の概要

（1）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、税理士による佐藤公治後援会の令和7年1月1日から令和7年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書(以下「会計帳簿等の関係書類」という。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）　この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

（3）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）　この政治資金監査は、税理士による佐藤公治後援会の主たる事務所と弓場税理士事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（2）　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）　法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）　法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

税理士による佐藤公治後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、税理士による佐藤公治後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上